

資料4

1 1 自治体病院の経営形態等（各経営形態の特徴）

○ 自治体病院の経営形態等(各経営形態等の特徴)

1 現在の経営形態

○ 地方公営企業法の一部適用

- ・自治体病院の原則的な経営形態
- ・地方公営企業法のうち、財務関係の規定（企業会計方式の採用等）が適用される。
- ・病院は一般行政組織の一部門として位置付けられる。
- ・病院職員は一般行政組織の職員であり、その勤務時間その他の勤務条件、給与制度等に関しては、他の一般行政組織の職員と同じ制度が適用される。
- ・不採算医療等を実施するための経費については、地方公共団体の一般会計から繰り入れる。

○ 地方公営企業法 第17条の2

（経費の負担の原則）

次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 1 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 2 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 自治体病院において考えられるその他の経営形態等

(1) 地方公営企業法の全部適用

- ・財務規定に限らず、組織、職員の身分取扱いに関する地方公営企業法のすべての規定が適用される。
- ・別に条例で定めることにより、病院事業についても全部適用とすることが可能。
- ・専任の管理者を設置し、人事・予算等の経営の権限が付与されることで、自律的な経営が可能になる。
- ・職員の任免、勤務時間その他の勤務条件、その他身分の取扱いに関する事項について管理者に権限が与えられるため、独自の給与制度や就業規則の制定が可能になる。

○ 地方公営企業法 第38条

（給与）

- 3 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。
- 4 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める

- ・不採算医療等を実施するための経費については、地方公共団体の一般会計から繰り入れる（地方公営企業法第17条の2が適用される）。

(2) 地方独立行政法人

- ・平成16年4月、地方独立行政法人法の施行により創設された制度
- ・地方公共団体が直接実施する場合に準ずる公共性を確保しながら、地方独立行政法人の理事長に広範な権限を付与し、経営責任の明確化を図るとともに、3～5年の中期目標・中期計画に基づく経営により、単年度予算主義とは異なるルールの下で、予算執行の機動性、弾力性を向上し、より柔軟な経営を可能にするもの。
- ・地方独立行政法人の設立には、地方公共団体が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣の認可を受けることが必要。

○ 地方独立行政法人法 第2条 (定義)

この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

- ・地方独立行政法人は、その設立者である地方公共団体とは別の法人格を有する。
このため、給与制度や就業規則については法人が独自に制定し、運用することとなる。
- ・一般地方独立行政法人（非公務員型）と特定地方独立行政法人（公務員型）がある。
- ・不採算医療等を実施するための経費については、地方公営企業の場合と同様、独立行政法人の設立団体である地方公共団体が負担することとされている。

○ 地方独立行政法人法 第85条 (財源措置の特例)

公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。

- 1 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- 2 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

※「公営企業型独立行政法人」とは

地方独立行政法人で、主として事業の経費をその事業の経営に伴う収入をもって充てる事業を行うもの。

具体的には、病院事業のほか、水道事業、工業用水道事業、鉄道事業、電気事業等が法律で列挙されている。

(3) 指定管理者制度の活用

- ・平成15年9月、改正地方自治法の施行により創設された施設管理の手法
- ・経営形態として、前述の「地方公営企業法の一部適用・全部適用」を採用した上で、病院の管理・運営の手法として、本制度を活用するもの。
- ・地方公共団体は、指定管理者の選定や指定管理者と締結する協定を通じて、適正な管理を維持しながら民間事業者のノウハウを幅広く活用し、サービスの向上や効率化を図ることが期待できる。

○ 地方自治法第244条の2

(公の施設の設置、管理及び廃止)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

- ・地方公共団体は指定の手續、管理の基準、業務の範囲等を条例で定め、議会の議決を経て、期間を定めて指定管理者の指定を行う。
- ・指定管理者は、地方公共団体の方針に基づき施設について包括的な運営を行い、毎年度、地方公共団体に対し事業報告書を提出することとされている。

(4) 民間譲渡

地方公共団体として実施する必要性が薄れたものについて、民間事業者に譲渡し、当該民間事業者によるサービスの提供を行うもの。

(参考) 都道府県立病院の経営形態について(平成20年4月1日現在)

		地方公営企業法		地方独立行政法人		指定管理者制度	民間譲渡
		一部適用	全部適用	公務員型	非公務員型		
	北海道	7					
	青森県		2				
	岩手県		23				
	宮城県		3		1		
☆	秋田県	2					
	山形県		4		1		
	福島県		6				1
	茨城県		2			1	
	栃木県	3					
	群馬県		4				
	埼玉県		4				
	千葉県		7				
☆	東京都	11					1
☆	神奈川県		6			1	
	新潟県		15				
	富山県	1					
	石川県	2					
	福井県	1				1	
☆	山梨県	2					
	長野県	5					
	岐阜県	3					
☆	静岡県	3	1				
	愛知県		5				
	三重県		4				
	滋賀県		3				
	京都府	2					
	大阪府			5			
	兵庫県		11			1	
	奈良県	3					
	和歌山県	1					
	鳥取県		2				
	島根県		2				
	岡山県			1			
☆	広島県	4					
	山口県	2					
	徳島県		3				
	香川県		3				
	愛媛県		5				
	高知県		3				
	福岡県					1	4
	佐賀県	1					
	長崎県		2				1
	熊本県		1				
	大分県		2				
	宮崎県		4				
	鹿児島県		5				
	沖縄県		6				1
	団体数	17	28	2	2	5	5
	病院数	53	138	6	2	5	8

☆ 経営形態の見直しについて動きのある団体

平成18年度地方公営企業決算状況調査を基に、総務省提供資料及び各県の公表情報を加味して作成